


所管部課	総務部職員課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則				
	部課機関					
1. 要旨						
1) 改正の要旨						
<p>地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）が公布、施行されることに伴い、改正内容を踏まえた見直しを行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等の対象となる子の範囲の拡大 						
2) 施行日等						
平成29年4月1日						
3) 影響及び効果						
国に準じた対応となる。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
平成29年2月9日 職員組合から同意書を受理 文書課審査済						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処提案（検討結果等）						
<p>職員組合妥結後の事務処理のため、時間的余裕がなく、庁議に付議する暇がないことから、持ち回り庁議にて対応することとし、持ち回り庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めたい。</p> <p>上記の条例を改正する議案を、平成29年第1回市議会定例会に提案したい。 平成29年第1回市議会定例会で可決した場合は、上記のとおり施行したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。